

南相木村に定住している働く若者
(19歳~32歳の方)が対象です!

定住促進給付金

実施中

働く若者を応援します!

最大1年間 60,000円
(月額 5,000円)
最長5年間
総額 300,000円
を給付します!

〈対象者〉 下記の(1)~(3)すべてに該当する方

- (1) 南相木村に居住している方
- (2) 令和8年3月末時点で19歳~32歳の方
- (3) 令和7年4月1日~令和8年3月31日までの間に就業している・就業していた方

※以下のいずれかの場合は対象外となります

- ・所得税法上、どなたかの扶養になっている
- ・申請後1年内に村外に転出する予定がある
- ・村の「奨学金等返済支援補助金制度」を利用している

〈必要書類〉

- ① 申請書兼承諾書
- ② 雇用証明書 ※雇用主の証明が必要

- * ■必要書類を役場窓口で受取るか、南相木村のホームページからダウンロードし、必要事項を記入・押印のうえ、受付期間内に役場総務課までご提出いただくか、
長野電子申請サービスによる電子申請から申請してください。
- * ※長野電子申請サービスによる申請について詳しくは裏面をご確認ください
- * ■勤務先が年度途中で変わった方、短期就業していた方、農業の方も対象となります。
自営業の方は確定申告書類の写しがあれば申請可能ですが、ご相談ください。
- * ■既に5年分(300,000円)の給付を受けている場合は、給付の対象外となりますのでご了承ください。

令和7年度分の受付期間は、令和8年2月20日(金)までです。

定住促進給付金

＊＊＊＊＊ 申請方法 ＊＊＊＊＊

長野電子申請サービスの利用方法について

〈 対象者 〉

スマートフォンやタブレット端末をお持ちの方

〈 申請方法 〉



スマートフォンやタブレット端末から
左記QRコードを読み取り申請フォームへ入力してください
PCやQRコードを読み取りできない方は
下記リンクよりアクセスできます
※申請には電話番号及びメールアドレスが必要です

https://apply.e-tumo.jp/vill-minamiaiki-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=66610

- * vill-minamiaiki-nagano@apply.e-tumo.jpからのメールが受信できるものをご用意ください
- * 申請には「申請書兼承諾書・雇用証明書」の添付が必要です
- * 村ホームページまたは申請フォームから様式のダウンロードができます

提出および
お問い合わせ先

TEL 0267-78-2121 (平日 8:30~17:15)

URL <http://www.minamiaiki.jp/>

担当 南相木村役場 総務課総務企画係



©東京ハイジ/南相木村